

## 理 由

1 本件措置請求は、川崎市営住宅（以下「市営住宅」という。）の家賃等の徴収義務を怠ること等により平成19年3月14日時点で約6億5千万円の滞納があるとして、滞納者に対し法的措置を含め速やかに債権（延滞利率等も加算したもの）を回収すること及び回収が見込めない場合には立ち退き請求訴訟等も含め検討するよう勧告することを求めている。

なお、請求書には、事実証明書と思われる市営住宅の家賃等の滞納状況について、川崎市長にあてたとする照会とその回答が添付されている。

2 地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第242条第1項に規定する住民監査請求は、普通地方公共団体の住民に対し、当該普通地方公共団体の執行機関又は職員による違法又は不当な公金の支出など一定の具体的な財務会計上の行為又は怠る事実に限って、その監査と非違の防止、是正の措置とを監査委員に請求する権能を認めたものである。

そのため、住民監査請求における財務会計上の行為等の特定は、監査委員に対して監査の端緒を与える程度のもものでは足りず、違法、不当とする財務会計上の行為等を他の事項から区別し、特定して認識できるように個別的、具体的に摘示することを要するものとされており、かつ、財務会計上の行為等について、違法又は不当とする理由が、これらを証する書面を添えた上で具体的に主張されていなければならない。

3 本件措置請求は、財務会計上の怠る事実に関する措置請求と解されるが、本件措置請求人は、平成19年3月14日時点で市営住宅の家賃約6億5千万円の滞納があるなどとの主張をしているのみで、どのような違法又は不当に怠る事実があるのか、請求書等において個別具体的に摘示していない。

公営住宅法（昭和26年法律第193号）は、「健康で文化的な生活を営むに足りる住宅を整備し、これを住宅に困窮する低額所得者に対して低廉な家賃で賃貸し、又は転貸することにより、国民生活の安定と社会福祉の増進に寄与すること」を目的としている（第1条）。そして市営住宅は同法に基

づいた賃貸住宅であり、単純に民間の賃貸住宅と比較することはできず、12か月以上の長期滞納者が多数いることは事実としても、そのこと自体が直ちに違法又は不当となるものではない。

川崎市では、市営住宅使用料（家賃）の滞納について、督促状や電話による催告、面談、戸別訪問などを行っており、特別な事情により一括納入が困難な場合には、分割納付も認めている。

さらに、分割納付の支払計画書を提出したにもかかわらずそれを履行しない場合には、口頭で建物明渡し請求を行い、その結果滞納者本人からの和解の申出があった場合には、議会の議決を経て、川崎簡易裁判所に民事訴訟法（平成8年法律第109号）第275条第1項による和解の申立てを行い、滞納の解消を図っている。

また、和解が成立したにもかかわらず和解条項を守らなかった5世帯については、平成19年5月に横浜地方裁判所川崎支部に建物明渡しの強制執行を申立て、滞納額を全額納付した1世帯を除く4世帯に対して、7月に強制執行を実施したところである。

4 したがって、未納者に対し何ら督促を行っていないとか、悪質な滞納であることが明らかであるにもかかわらず漫然と放置している等の事情が個別具体的に主張されていない本件措置請求は、法第242条の要件を欠き、不適法である（平成2年6月5日最高裁判所判決参照）。

よって、本件措置請求は、合議によりこれを却下すべきものと判断した。